

第3次幸手市教育大綱

幸手市では、第6次幸手市総合振興計画基本構想・後期基本計画において、特に、人口減少・少子高齢化に係る重点課題を解決するための重点対策プロジェクトを設定し、持続可能なまちづくりを推進していきます。

その中であって、教育分野では、子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育む教育の充実と、子どもたちが安心して学ぶことのできる学校環境の整備を推進するとともに、地域と協働して青少年の健全育成を推進します。

また、市民が自発的な生涯学習や文化活動に取り組むための学習環境の充実に努めるとともに、多様性を認め合い、一人ひとりの個性と人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

今後も、より一層の強い責任感・使命感をもって行政運営に取り組み、幸手市のまちづくりに全力で臨んでまいりますので、市民の皆様、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。



令和6年3月 幸手市長 木村 純夫

◆ 大綱の位置付け

この大綱は、平成27年（2015年）4月1日改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるものです。また、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を定めるものです。

◆ 大綱の期間

この大綱の対象期間は、第6次幸手市総合振興計画基本構想・後期基本計画（期間：令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで）との整合性を図るため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

教育、学術及び文化の更なる振興を図るため、
次の5つの基本目標の実現を目指します。

1 学校教育内容の充実



▼主体的・対話的で深い学びによって基礎学力や体力が身につく、豊かな心が育まれる教育の充実を図ること。

▼多様性を認め合い、新たな価値を創造していく力や、社会の持続可能な発展を担う力を身につけること。

～主な施策～

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1)確かな学力の育成 | (4)指導体制の充実 |
| (2)豊かな心と健やかな体の育成 | (5)教育相談の充実 |
| (3)時代の変化に対応する能力を育む教育 | (6)特別支援教育の充実 |

●第6次幸手市総合振興計画基本構想・後期基本計画

[第3編>第2部>第1章>第3節](#)



【タブレット端末の
活用】

2 学校教育環境の整備



▼安全で安心して学べる教育環境を整え、子どもの自ら学ぶ意識を高めること。

～主な施策～

(1)総合的な教育行政の推進

(2)学校施設の整備・改修

(3)安全で安心な学校給食の運営

(4)就学・進学への支援

(5)地域との交流の推進

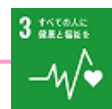
●第6次幸手市総合振興計画基本構想・後期基本計画

[第3編>第2部>第1章>第4節](#)



【入間市とのコラボメニュー】

3 青少年の健全な育成



▼青少年が心豊かな人間性や社会性、協調性を身につけること。

▼青少年が健やかに育つ環境をつくること。

～主な施策～

(1)青少年活動の充実

(2)家庭教育の推進

(3)非行防止活動の充実

●第6次幸手市総合振興計画基本構想・後期基本計画

[第3編>第2部>第1章>第5節](#)

4 社会教育の充実



▼一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送ることができるようにすること。

▼一人ひとりが未来を担う人として、学び成長できる社会教育環境を充実させること。

～主な施策～

(1)生涯学習の総合的推進

(2)健康の増進と生涯スポーツ

・レクリエーションの振興

(3)社会教育施設や体育施設の整備・充実

(4)社会教育団体の育成

(5)文化芸術活動の振興

●第6次幸手市総合振興計画基本構想・後期基本計画

[第3編>第2部>第2章>第3節](#)

5 歴史・伝統文化の継承と活用



▼文化財や歴史資料の保護・活用を図るとともに、その魅力を発信すること。

▼歴史・文化を理解し、郷土愛を深め、市に誇りを持ってもらうこと。

～主な施策～

(1)文化財の保護と活用

(2)文化財の調査と研究

(3)郷土資料館の活用と充実

●第6次幸手市総合振興計画基本構想・後期基本計画

[第3編>第2部>第2章>第4節](#)